

第2部会での審議及び意見について

資料2-1

①他部会との調整を要する意見

No	章 節	とりまとめ局 マネジメント局	意見	対応方針
1	第2章 環境 第1節 地域から取り組む「脱炭素社会に向けた持続可能な都市」の実現	環境局 (環境局)	SDGsについては、計画全体に関わるものだが、特に環境の分野で関連の記載を盛り込む必要があるのか。	SDGsの達成に向けて環境分野の関わりは多く、地球温暖化への対応は特に重要と考えていることから、本節にSDGsへの貢献を明記することとしております。 また、 <u>計画全体におけるSDGsの整理として、第1部に基本的な考え方を位置付けるとともに、分野別計画の各章においてSDGsの考え方を広く取り入れます。</u>
2	全体に対して	事務局	全体的に分野が縦割りで記載されている感じがある。各分野の課題に対して、局を超えた様々な取組が同じ章に書き込まれべきではないか。	【P】 御指摘を踏まえて、他の章の関連施策が分かるような工夫を検討します。 (計画案で提示予定)

②計画（案）に反映した意見

No	章 節	とりまとめ局 マネジメント局	意見	対応方針
1	第1章 コミュニティ・人権・多文化共生 第3節 多文化共生社会の実現等	経済局 (経済局)	「市民と外国人ともに暮らしやすいと感じる」という指標は分かりにくい。分かりやすいものにしてもらいたい。	【P】御指摘を踏まえて、指標の表現の見直しを図ります。 (文言調整中)
2	第2章 環境 第1節 地域から取り組む「脱炭素社会に向けた持続可能な都市」の実現	環境局 (環境局)	施策内容について、一人ひとり取り組むべき内容のイメージが湧きにくい。第2節等のような具体的な取組を事例的に加えてほしい。	御指摘を踏まえて、施策内容の1つ目の「市民・事業者による温室効果ガス削減に向けた率先行動」の表記を、「市民・事業者による温室効果ガス削減に向けた節電等の率先行動」に変更します。
3	第2章 環境 第3節 環人と自然が共生する緑豊かな美しい都市の創造	環境局 (環境局)	空き家対策について、今後高齢化の進展が空き家の増加を加速させるとされているので、これまでとは違い、福祉の領域や住宅政策の領域でこの問題を検討していく必要があるのではないか。	御指摘の空き家対策については、第9章第2節「質の高い生活空間を提供する都市インフラ」に位置付けてまいります。
4	第2章 環境 第4節 環境の保全と創造に意欲的に取り組む都市の実現	環境局 (環境局)	環境保全に関する普及啓発については、環境保全に取り組む団体や個人を支援して増やしていくということも重要である。その旨も書き込んでもらいたい。	御指摘を踏まえて、施策内容の3つ目を「環境に関する市民の意識啓発を図るとともに、地域の活動を支援し、取組の輪を広げます。」に変更します。
5	第3章 健康・スポーツ 第1節 主体的な健康づくりの推進	保健福祉局 (保健福祉局)	ライフステージやライフスタイルに応じた健康づくりに取り組むことができる地域社会の実現とはどういったことを指すのか。 表現が分かりづらいので改めたほうがよいのではないか。	御指摘を踏まえて、施策内容の1つ目を「乳幼児から高齢者にいたるまでのそれぞれのライフステージや多様化するライフスタイルに応じた健康づくりに取り組むことができるよう、市民、民間団体、事業者などと一体となって効果的な取組を進めます。」に変更します。

No	章 節	とりまとめ局 マネジメント局	意 見	対 応 方 針
6	第3章 健康・スポーツ 第1節 主体的な健康づくりの推進	保健福祉局 (保健福祉局)	社会からの孤立化という問題と健康の関係について、関係性を明記したほうがよいのではないかと。	御指摘を踏まえて、「現状と課題」の一番下の表記を「こころの健康を保つためには、スポーツやレクリエーション、趣味などの活動を通じたストレス解消や生きがいづくりが重要です。また、地域社会との関係が満たされることは社会的な健康にもつながるため、家庭や学校、職場など地域の関係機関・団体等との連携による、対策の推進が必要となります。」に変更します。
7		スポーツ文化局 (スポーツ文化局)	「スポーツ」の定義は何か。「スポーツ」がどういったものか（意識して体を動かすこと等）記載したほうがよいのではないかと。	御指摘を踏まえて、「現状と課題」における「スポーツ」の初出時に「スポーツ（競技スポーツのほか、健康維持のための軽い体操、買い物や通勤時における歩行等も含めた意識的に行う様々な身体運動までを含む）」という説明文を付します。
8	第4章 教育 第1節 人生100年時代を豊かに生きる「未来を拓くさいたま教育」の推進	教育委員会 (教育委員会)	施策の内容が他の章と比べて抽象的になっている。具体的な取組、目標を達成するための施策を記載すべきではないかと。	御指摘を踏まえて、別紙のとおり施策の内容の各欄に具体的な取組の方向性を追加します。
9	第6章 福祉 第2節 誰もが自分らしく暮らせる地域共生社会の実現	保健福祉局 (保健福祉局)	障害のある人に対する物理的な環境整備について、施策の内容に記載すべきではないかと。	御指摘を踏まえて、施策内容の3つ目を「全ての人々が、社会の様々な分野に積極的に参加できるよう、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた環境の整備を推進します。また、障害の有無に関わらず、誰もが社会を構成する一員として、就労、スポーツ、文化・芸術などの様々な活動に参加し自己実現が可能な地域づくりに努めます。」に修正します。
10			障害者の権利保障について、環境改善に関する記載が第6章にないことを指摘したが、やはり第6章にしっかり書き込まれるべきではないかと。	

No	章	とりまとめ局	意見	対応方針
	節	マネジメント局		
11	第6章 福祉 第3節 安心して暮らせる地域医療体制の実現	保健福祉局 (保健福祉局)	市民がAEDによって一次救命を行えるようになることが大切だ。また、AEDについては、広くコンビニ等にも全部設置して、市民がいつでも使えるようにしておかなければならない。	御指摘を踏まえ、施策内容の2つ目を「初期・二次救急患者を受け入れる救急医療体制の安定した運営を確保します。また、救命救助の現場に立ち会った一般市民による適切な救命措置が行われるよう、AEDの普及啓発に取り組みます。」に修正します。
12	第7章 子ども・子育て 第1節 子ども・子育てを支える都市の実現	子ども未来局 (保健福祉局)	成果指標の「妊娠・出産について満足している者の割合」は分かりづらい。実際の質問内容と異なっているので、表現を改めたほうがよい。	御指摘を踏まえて「妊娠・出産について満足している者の割合（妊娠期から産後早期に助産師・保健師等専門職からの指導やケアを十分に受けられた者の割合）」に変更します。
13	第9章 都市インフラ 第2節 質の高い生活空間を提供する都市インフラ	都市局 (都市局)	これからは都市インフラにおいても、障害者や交通弱者への対応も重要であるので「共生社会」という概念を入れてほしい。	御指摘の点については、第6章第2節に関連の文言を追加することで対応してまいります。 (項番10・11にて対応)
14	第10章 防災・消防 第1節 災害に強い都市の構築	総務局 (消防局)	市民がAEDによって一次救命を行えるようになることが大切だ。また、AEDについては、広くコンビニ等にも全部設置して、市民がいつでも使えるようにしておかなければならない。	市民が一次救命処置を行えるようになることが大切というご意見を賜りましたので、施策展開3の施策内容の3つ目を「増加する救急需要に対応するため、救急体制の充実強化を行い、市民とともに症状の悪化防止や苦痛の軽減を図り、適切な医療機関への速やかな搬送に繋がります。」に修正します。
15	第11章 経済・産業 第1節 新たな産業の創出と地域産業の振興	経済局 (経済局)	外国人労働者に関する記述がない。入管法の改正によって今後更に増加することを踏まえて、外国人に関する施策を書き込んでいったほうがよいのではないか。	御指摘を踏まえて、施策の内容欄にある「働く意欲を持つあらゆる求職者」を「働く意欲を持つあらゆる求職者（外国人を含む）」に修正します。
16			CSRに関する記述があるが、これからはSDGsが主流となっていくので、その旨を記載してほしい。	【P】SDGsはCSRと親和性が高いことから、記述内容を検討します。 (文言調整中)

No	章		とりまとめ局	意見	対応方針
	節		マネジメント局		
17	第11章 第3節	経済・産業 都市農業の振興	経済局 (経済局)	人材確保の観点で、子どものころから農業に触れ合うような文言を入れてみてはどうか。	農業に触れ合う機会の提供は、農業後継者の確保につながることから、御指摘を踏まえて、施策の内容の2番目にある「市民が農業にふれあう機会の拡大」を「子どもから大人まで、市民が農業にふれあう機会の拡大」に変更します。
18	第11章 第3節	経済・産業 都市農業の振興	経済局 (経済局)	優良農地とはどういったものか、優良農地以外はどのように取り扱うのか優良農地以外の農地に対する記載が必要ではないか	目指す方向性の「優良農地の保全を図り」については、「農地の保全を図り」に修正し、施策の内容の「優良農地を確保し、農地の有効利用を図るため」については、「農地の保全を図るため」に変更します。 今後、個別事業の展開の中で、具体的な施策展開の検討をしていき、結果として、優良農地が確保されるような取組みを行ってまいります。
19	全体に対して		事務局	「地域」という言葉が多くの章に登場し、様々な意味で用いられているので整理してほしい。	【P】御指摘を踏まえて、「地域」という言葉の定義を明らかにするとともに、計画上に明記します。 (計画案で提示予定)
20	全体に対して		事務局	章によって「市民」という言葉に外国人を含めたり含めなかったりと解釈が異なっているのは好ましくない。事務局で一度整理してほしい。	原則として「市民」には外国人も含まれるものと考えられますが、市民以外の外国人（観光客等）や外国人市民を特出して記載すべき箇所については、必要に応じて「外国人」の語を用いることとして全体を整理します。

③計画（案）に反映しない（できない）意見

No	章 節	とりまとめ局 マネジメント局	意見	対応方針
1	第2章 環境 第1節 地域から取り組む「脱炭素社会に向けた持続可能な都市」の実現	環境局 (未来都市推進部)	脱炭素社会の実現に向けた、先進的な取組について、具体的な取組の内容が分かるように記載する工夫が必要ではないか。	脱炭素社会実現に向けた先進的な取組については、関係局や民間事業者等とも調整・連携を図りながら、実施計画上の事業として取組を推進してまいります。 (実施計画で検討)
2	第3章 健康・スポーツ 第1節 主体的な健康づくりの推進	保健福祉局 (保健福祉局)	この節の年齢的なイメージはどのようになっているのか。掲載データなどを含め、高齢者に対する施策の要素が強く感じる。年齢層を分けて具体的に書いたほうが分かりやすいのではないか。	本節は、乳幼児から高齢者にいたるまでのそれぞれのライフステージに応じた施策を行うこととしており、その旨を記載しています。年齢層を分けた具体的な取組については、本節自体には記載せず、実施計画に位置付けます。 (実施計画で検討)
3	第4章 教育 第1節 人生100年時代を豊かに生きる「未来を拓くさいたま教育」の推進	教育委員会 (教育委員会)	目指す方向性について、「本市独自の」と「本市ならではの」という言葉は重複感があるので、文言を再検討してもらいたい。	本市独自の教育施策とは、本市が全国や他指定都市に先駆けて展開してきたグローバル・スタディなどの教育施策のことであり、本市ならではの特色を活かした魅力ある教育とは、チャレンジ・スクールなどの学校・家庭・地域・行政の連携・協働による地域の高い教育力を生かした教育活動のことを指しております。これらの施策や教育活動を一層推進し、目指す方向性に記載のとおり、日本一の教育都市の実現に向けて引き続き取り組んでまいります。 (意見を反映しない（できない）)
4	第6章 福祉 第1節 誰もが長生きして暮らせる地域共生社会の実現	保健福祉局 (保健福祉局)	介護人材の確保について（外国人の活用を含めて）どう考えているか。施策の内容において、それらも意識した記載とすべきではないか。	介護人材の確保につきましては、少子高齢化が進み、働き手が減る中で全国的に厳しい状況にありますが、国等の動向や先進事例を踏まえつつ、本市としての対応について検討し、実施計画に位置付けてまいります。 (実施計画で検討)

No	章 節	とりまとめ局 マネジメント局	意見	対応方針
5	第6章 福祉 第1節 誰もが長生きして暮らせる地域共生社会の実現	保健福祉局 (保健福祉局)	病院に行きたくても行けないような方々に手を差し伸べるような、医療費補助などは考えられないか。	御指摘の件については、社会福祉法に規定される無料低額診療所が、市内に4か所設置されており、低所得者などに対する医療の受け皿となっています。 本市の施策展開としては、限られた財源の中、医療費補助の拡大ではなく、健康づくり事業を重点的に実施し、市民が医療機関に掛からずとも健康に暮らすことができるよう取り組んでいます。 (意見を反映しない(できない))
6	第8章 文化 第1節 生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市の創造	スポーツ文化局 (スポーツ文化局)	地元からの来場者や遠方からの来場者のどちらも楽しめるような美術館らしい美術館を建設することを盛り込んでもらいたい。	御指摘の点については、関係団体からも要望をいただいております。現在、本市では、文化芸術都市創造に向けた拠点機能のあり方を含め各文化施設の再分類について検討を行っているところです。その検討内容を、2021年度を計画期間の初年度とする次期さいたま市文化芸術都市創造計画に生かしてまいりたいと考えております。 (意見を反映しない(できない))
7	第9章 都市インフラ 第2節 質の高い生活空間を提供する都市インフラ	都市局 (都市局)	「都市計画道路の整備率」という指標があるが、市民にとって影響があるのか。身近な目線では渋滞が解消されたりすることが重要なのではないか。そういう視点で指標を検討することはできないか。	御指摘の点について検討しましたが、交通センサスによる関連指標の捕捉が5年に1回となってしまう、本計画における成果指標の基準を満たさないこと、本市独自の調査を行う場合は多額の予算が必要となること等から、対応が困難な状況です。 (意見を反映しない(できない))
8	第10章 防災・消防 第1節 災害に強い都市の構築	総務局 (消防局)	心肺蘇生法実施率について、消防庁が採用しているウツタイン様式の数値を載せるべきではないか。	御指摘の点については、次期総合振興計画の実施計画において、ウツタイン様式の数値とすることを検討いたします。 (実施計画で検討)
9			救命率や蘇生率についてはどのような状況か資料を提示してもらいたい。	総務省消防庁のウツタイン様式に基づく、一般市民による心肺蘇生実施の生存率・社会復帰率について、別添のとおり御提示します。 (資料提示のみ)

No	章 節	とりまとめ局 マネジメント局	意 見	対 応 方 針
10	第11章 経済・産業 第1節 新たな産業の創 出と地域産業の振興	経済局 (経済局)	事業継承についてはM&Aの比率も高くな ってきていて、親族承継は減少している のが現状である。様々な形態に対応でき るような記述にはどうか。	御指摘を踏まえて、今後検討する実施計画における施策におい て、多様な承継形態に応じた内容となるよう検討してまいりま す。 (実施計画で検討)
11	第11章 経済・産業 第3節 都市農業の振興	経済局 (経済局)	生産緑地の今後については、どこの章で触 れるのか生産緑地の保全について、都市イ ンフラの章で触れるということによいか	生産緑地については、当初指定から30年が経過することによる 指定解除が見込まれることから、本市としても課題として認識し ているところです。しかし、指定解除後の土地利用の動向につい ては、原則として地権者の意向に左右されることとなりますの で、保全を前提とした対応は困難な状況です。 本市といたしましては、特定生産緑地としての指定につながる よう、新たな制度の周知を進めるとともに、引き続き指定緑地を 中心として緑地保全に関する取組を推進します。 (意見を反映しない(できない))